

第6章 子ども・子育て支援施策における 量の見込みと確保方策

A decorative graphic consisting of a thick horizontal grey bar and a thick vertical grey bar that intersect at the right edge of the horizontal bar, forming a crosshair shape.

第6章 子ども・子育て支援施策における

量の見込みと確保方策



本計画において、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況等を把握するとともに、保護者に対するニーズ調査を実施し、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し具体的な目標設定を行います。

本計画における提供体制確保の実施時期は、計画期間が終了する令和6年度末までに、各年度の量の見込みに対応する教育・保育施設及び地域型保育事業を整備することを目指し、設定するものです。

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法により教育・保育を提供するための施設の整備の状況およびその他の地理的条件や社会的条件を総合的に勘案して、教育・保育の提供区域を定めることとされています。

本市では、これら条件のほか、基盤整備や事業実施上の効果など総合的に考慮の上、区域を限定せずかつ効率よく計画を進めるため、教育・保育の提供区域について、市内全域を1区域と設定します。

2 保育の必要性の認定

子ども・子育て支援制度では、「教育・保育の必要性の認定制度」の導入で、パートタイマーなど短時間就労の保護者のお子さんも公的保育が利用しやすくなりました。

給付対象の施設や事業を利用することを希望される保護者の方は、居住している市町村の定める基準に従って、認定を受けることになります。

(1) 3つの認定区分

1号認定	教育標準時間認定・満3歳以上で、幼稚園での教育を希望される場合 【主な利用先：幼稚園、認定こども園】
2号認定	保育認定（満3歳以上）・保育を必要とする事由に該当し、保育所等での保育を希望の場合 【主な利用先：保育所、認定こども園】
3号認定	保育認定（満3歳未満）・保育を必要とする事由に該当し、保育所等での保育を希望の場合 【主な利用先：保育所、認定こども園、小規模保育等】

(2) 保育の必要量に応じた区分

保育標準時間	主に、フルタイム勤務を想定した利用。利用可能時間は1日11時間
保育短時間	主に、パートタイム勤務を想定した利用。利用可能時間は1日8時間まで

3 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されることに伴い、幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度が創設され、子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校、預かり保育、認可外保育施設等において特定教育・保育等を受けた場合に利用料が給付されることになりました。

この、子育てのための施設等利用給付の実施にあたり、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を図るため、給付方法について検討していきます。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使については、認可権限や指導監督権限を持つ神奈川県との連携を図り、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報の県からの入手、県の立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力の県への要請などにより、支給における過誤、不正の防止に努めます。

4 幼児期の教育・保育

量の見込みと確保策について

ニーズ調査の結果を踏まえ、計画期間が終了する令和6年度までに待機児童を解消する定員数の施設整備を終えるよう計画しました。確保量の設定にあたっては、1歳以上は潜在的なニーズを踏まえて精査しました。なお、3歳未満のニーズは他の年齢層に比較し突出して利用希望が多かったため、様々な子育て支援施策の拡充を図り、子育てしやすいまちづくりを推進することを前提として、近年の保育施設の利用申込み状況やニーズ調査の結果、幼児教育・保育の無償化に伴う新たな保育認定制度の創設等を踏まえ、補正を行っています。

確保の方策としては、市内既存私立幼稚園の認定こども園への移行支援や幼稚園の預かり保育の活用を行うほか、更に不足する3歳未満児の保育ニーズについては、短期的な整備が可能であることや、既存施設の活用が期待できること、多様な保育形態で計画することが望ましいことから、小規模保育施設で確保すること等を柱として計画しています。なお、算出にあたっては、保護者の労働時間を月64時間以上で算出しています。

令和2年度	1号	2号		3号（保育が必要）		
	3歳以上 教育希望	3歳以上（保育が必要）		0歳	1歳	2歳
		教育希望が強い	左記以外			
① 児童人口（人）	1,370		354	391	367	
② 需要率（％）	42.8	8.9	44.8	22.2	44.0	44.8
③ ニーズ量（①×②）（人）	586	122	614	79	172	164
④ 確保策 （人）	特定教育・保育施設 <small>（幼稚園・保育所・認定こども園等）</small>	137	522	59	107	144
	従来制度の幼稚園 <small>（私学助成幼稚園等）</small>	571	0	0	0	0
	特定地域型保育事業 <small>（小規模保育・家庭的保育事業等）</small>	0	0	3	24	27
	企業主導型保育施設	0	10	4	5	6
	上記以外	0	56	0	0	0
	⑤ 確保量合計（人）	708	588	66	136	177
過不足分（⑤－③）（人）	0	-26	-13	-36	13	

令和3年度	1号	2号		3号（保育が必要）		
	3歳以上 教育希望	3歳以上（保育が必要）		0歳	1歳	2歳
		教育希望が強い	左記以外			
① 児童人口（人）	1,294		345	381	418	
② 需要率（％）	42.8	8.9	44.8	22.2	44.0	44.8
③ ニーズ量（①×②）（人）	554	115	580	77	168	187
④ 確保策 （人）	特定教育・保育施設 <small>（幼稚園・保育所・認定こども園等）</small>	137	522	59	107	144
	従来制度の幼稚園 <small>（私学助成幼稚園等）</small>	571	0	0	0	0
	特定地域型保育事業 <small>（小規模保育・家庭的保育事業等）</small>	0	0	3	33	37
	企業主導型保育施設	0	10	4	5	6
	上記以外	0	56	0	0	0
	⑤ 確保量合計（人）	708	588	66	145	187
過不足分（⑤－③）（人）	39	8	-11	-23	0	

令和4年度		1号	2号		3号（保育が必要）		
		3歳以上 教育希望	3歳以上（保育が必要）		0歳	1歳	2歳
			教育希望が強い	左記以外			
①	児童人口（人）	1,283		336	372	408	
②	需要率（%）	42.8	8.9	44.8	22.2	44.0	44.8
③	ニーズ量（①×②）（人）	549	114	575	75	164	183
④ 確保 策 （ 人 ）	特定教育・保育施設 <small>（幼稚園・保育所・認定こども園等）</small>	137		522	59	107	144
	従来制度の幼稚園 <small>（私学助成幼稚園等）</small>	571		0	0	0	0
	特定地域型保育事業 <small>（小規模保育・家庭的保育事業等）</small>	0		0	3	42	47
	企業主導型保育施設	0		10	4	5	6
	上記以外	0		56	0	0	0
	⑤ 確保量合計（人）	708		588	66	154	197
過不足分（⑤－③）（人）		45		13	-9	-10	14

令和5年度		1号	2号		3号（保育が必要）		
		3歳以上 教育希望	3歳以上（保育が必要）		0歳	1歳	2歳
			教育希望が強い	左記以外			
①	児童人口（人）	1,279		328	362	398	
②	需要率（%）	42.8	8.9	44.8	22.2	44.0	44.8
③	ニーズ量（①×②）（人）	547	114	573	73	159	178
④ 確保 策 （ 人 ）	特定教育・保育施設 <small>（幼稚園・保育所・認定こども園等）</small>	137		522	59	107	144
	従来制度の幼稚園 <small>（私学助成幼稚園等）</small>	571		0	0	0	0
	特定地域型保育事業 <small>（小規模保育・家庭的保育事業等）</small>	0		0	3	42	47
	企業主導型保育施設	0		10	4	5	6
	上記以外	0		56	0	0	0
	⑤ 確保量合計（人）	708		588	66	154	197
過不足分（⑤－③）（人）		47		15	-7	-5	19

令和6年度	1号	2号		3号（保育が必要）		
	3歳以上 教育希望	3歳以上（保育が必要）		0歳	1歳	2歳
		教育希望が強い	左記以外			
① 児童人口（人）	1,314		320	353	388	
② 需要率（%）	42.8	8.9	44.8	22.2	44.0	44.8
③ ニーズ量（①×②）（人）	562	117	589	71	155	174
④ 確保策 （人）	特定教育・保育施設 <small>（幼稚園・保育所・認定こども園等）</small>	137	552	64	113	150
	従来制度の幼稚園 <small>（私学助成幼稚園等）</small>	571	0	0	0	0
	特定地域型保育事業 <small>（小規模保育・家庭的保育事業等）</small>	0	0	3	42	47
	企業主導型保育施設	0	10	4	5	6
	上記以外	0	56	0	0	0
	⑤ 確保量合計（人）	708	618	71	160	203
過不足分（⑤－③）（人）	29	29	0	5	29	

5 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、以下の13事業を実施することが定められているものです。(子ども・子育て支援法第59条)

量の見込みについては、ニーズ調査(平成30年度実施「返子市子ども・子育て支援事業計画策定に伴うアンケート調査」)の結果に基づいて算出しています。

【地域子ども・子育て支援事業(13事業)】

- (1) 利用者支援事業
- (2) 地域子育て支援拠点事業
- (3) 妊婦に対する健康診査
- (4) 乳児家庭全戸訪問事業
- (5) 養育支援訪問事業
- (6) 子育て短期支援事業(ショートステイ)病児保育事業、
- (7) 子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)
- (8) 一時預かり事業
- (9) 延長保育事業
- (10) 子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)
- (11) 放課後児童クラブ事業
- (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

※ 実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業は、量の見込み及び確保方策を作成する事業の対象外となっています。

(1) 利用者支援事業

① 事業概要

妊娠中の方や子どもがいる保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

② 量の見込と確保方策

多様な雇用形態に対応できる幼稚園・保育所、または地域子育て支援事業から、保護者の状況に寄り添ったきめ細かい利用者支援を行うため、市の中心部であり主要な駅からも近い市役所内に、保育所等利用者支援員を2名配置（1か所）します。また、市内保育所の空き状況などを把握している担当課におくことで、詳細かつリアルタイムの状況で相談に対応します。

保育所等利用者支援員を市の中心部である市役所内に2名配置（1か所）。

区分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込(箇所数)	1	1	1	1	1
確保方策(箇所数)	1	1	1	1	1

(2) 地域子育て支援拠点事業

① 事業概要

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育ての親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的としています。

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

- ア 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- イ 子育て等に関する相談、援助の実施
- ウ 地域の子育て関連情報の提供
- エ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月1回以上）

② 逗子市の状況

子育て支援センターは相談の受付を中心に、親子遊びの場（小坪、沼間）2か所へも巡回相談を実施しています。また利用者が多いことから、体験学習施設「スマイル」内にある池子ほっとスペースを令和元年度から新たな地域子育て支援拠点としました。既存の市内4か所のほっとスペースは類似施設として設置しています。

子育て支援センター（実績）

区分	来所者	相談	小坪巡回相談	沼間巡回相談
平成 28 年度	4,721 組	面接 3,195 組	来所者 336 人	来所者 1,086 人
	10,272 人	電話 146 件	相談件数 130 件	相談件数 345 件
平成 29 年度	5,044 組	面接 3,235 組	来所者 287 人	来所者 869 人
	10,879 人	電話 12 件	相談件数 117 件	相談件数 313 件
平成 30 年度	4,680 組	面接 2,684 組	来所者 305 人	来所者 708 人
	10,433 人	電話 13 件	相談件数 116 件	相談件数 225 件

ほっとスペース（実績）

区分	池子ほっとスペース	その他ほっとスペース（4か所）
平成 28 年度 来所者数	13,634 人	10,220 人
平成 29 年度 来所者数	13,267 人	7,874 人
平成 30 年度 来所者数	13,267 人	6,473 人

③ 量の見込みと確保方策

量の見込みは、アンケート調査から算出した子育て支援センター利用希望年間延べ人数です。

確保方策については、子育て支援センター及び親子遊びの場2か所への巡回相談、池子ほっとスペースの、合わせて4か所を計画として位置付けるとともに、市内4か所に設置している「ほっとスペース」の利用者もいることから、これを合わせると確保可能人数はほぼ見込み量と同等人数が見込まれるため、現状維持を確保します。

区分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込(人年)	31,805 人	31,614 人	29,759 人	28,783 人	28,190 人
確保方策(箇所)	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所

(3) 妊婦に対する健康診査

① 事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るために、妊婦に対する健康診査として、

- (1) 健康状態の把握
- (2) 検査計測
- (3) 保健指導

を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

妊娠後母子健康手帳と一緒に、全14回分の妊婦健康診査補助券(1万円補助1回、3千円補助13回)を妊婦へ給付しています。また、里帰りで県外の医療機関を利用する場合などで補助券が使用できない時は、出産後健診費用について償還払いとして対象者へ還付を実施しています。双子以上の多胎児を妊娠している場合は、健診回数が通常より多くなることから、その分の補助内容を充実しています。令和元年度から産後健診を1回から2回に充実させ、産後ケア事業を開始したことで妊婦の不安解消に努めます。

② 量の見込と確保方策

量の見込みは、平成30年度実績(4,530件)をもとに、子どもの数の推計値を勘案し、一人当たりの健診回数に見込まれる人数を乗じたものです(年間延べ受診回数)。

確保方策については、検査項目13は、法定の検査項目です。母子ともに安心して出産することを目的として、妊婦健康診査を定期的に受診できるよう、今後も費用の助成を行うとともに、今後助成額の拡充を検討します。

区分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込(件)	4,417	4,307	4,195	4,094	3,996
確保 方策	実施場所	-----	-----	-----	-----
	実施体制	-----	-----	-----	-----
	検査項目	13	13	13	13
	検査時期	-----	-----	-----	-----

また、妊婦健康診査の受診勧奨を積極的に行います。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

量の見込みは、平成 30 年度実績（328 人）をもとに子どもの数の推計値から算出しています。確保方策については、実施体制は市直営で行い、対応する保健師及び助産師の人数を計上しています。十分な体制人数を整え、様々なケースに柔軟に対応します。

① 事業概要

妊娠中の妊婦、出産後の母子のケアや出生後 4 カ月以内にすべての乳児のいる家庭を保健師、助産師が訪問することにより、子育てに関する情報の提供と乳児とその保護者の心身の状況、養育環境の把握を行う他、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行うことを目的としています。

安全な妊娠・出産の確保、安心できる子育ての確保、子育てしやすい環境の確保、個人の健康状態に応じた環境の確保を目的とし、各家庭を保健師、助産師が訪問します。妊娠期から出産後まで一貫した相談体制で生後 4 カ月以内にすべての乳児のいる家庭を訪問し、適切な指導助言を行います。

② 量の見込と確保方策

区分		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
量の見込（人）		320	312	304	297	290
確保	実施体制（人）	10	10	10	10	10
方策	実施機関	1	1	1	1	1

(5) 養育支援訪問事業

① 事業概要

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

児童福祉法に基づき乳幼児の養育について支援が必要でありながら、積極的な支援が困難な家庭に対し、保健師、助産師等がその家庭を訪問して養育に関する指導、助言を行います。家事支援についてはヘルパーを派遣し、その他専門的な訪問支援については要保護児童対策ネットワーク会議を中心に支援方法を検討します。

② 量の見込と確保方策

量の見込みは、平成 26 年度実績（年間延べ件数 1 世帯 20 件）をもとに、算出しています。平成 27 年度以降の実績はありませんが、支援の必要性がある場合は必要に応じて対応します。

確保方策については、市職員 4 人による相談体制を維持し、十分な支援体制を整えます。

区分		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込（人）		20	20	20	20	20
確保 方策	実施体制（人）	4	4	4	4	4
	実施機関	1	1	1	1	1
	委託団体等	0	0	0	0	0

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

① 事業概要

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

② 量の見込と確保方策

現在は実績がなく、児童相談所での一時保護等での対応としていますが、今後の必要性に応じて近隣市町の児童養護施設との連携を含め幅広い対応を検討していきます。

区分		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込(人/年)		-	-	-	-	-
確保 方策	子育て短期支援事業 （ショートステイ）	-	-	-	-	-

(7) 子育て援助活動支援事業（就学後）

① 事業概要

安心して子育てができるよう、地域の人たちがお互いに助け合っていくことを目指し、乳幼児や小学生を預かって欲しい保護者と、預かる意思のある者の会員制による相互援助活動を推進する事業です。具体的には、保護者に代わり幼稚園や保育所への送り迎えやお迎え後の一時預かり、病児・病後児預かり等多様なニーズへの対応を図ることを目的としています。

* この項目では就学後の児童がファミリーサポートセンター事業を利用する見込みを算定しています。

② 逗子市の状況

区分	依頼会員 (人)	支援会員 (人)	両方会員 (人)	活動件数 (件)	活動時間数 (時間)
28年度	966	300	197	2,927	6,041
29年度	1,096	302	201	3,328	6,144
30年度	1,162	252	176	2,404	5,875

③ 量の見込と確保方策

量の見込と確保方策については、ファミリーサポートセンター事業の小学生の実績を基に、小学生の人口、ファミリーサポートセンターへの加入数と利用件数を算出しました。量の見込に対応するためにも支援会員数を増やし対応していきます。

区分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込(人)	716	715	714	712	693
確保方策 (支援会員数) (人)	428	430	435	440	443

※ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の未就学児に関しては、
 < (8) 一時預かり事業 > における子育て援助活動事業において量と見込みの確保を算出
 しています。

(8) 一時預かり事業

◆ 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

① 事業概要

幼稚園の正規の教育時間（1日4時間が標準）の前後や夏休み期間中などに、在園児を預かり保育します。

② 量の見込と確保方策

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化の給付対象となることを踏まえ、ニーズ調査を行っています。長期休業日の預かり等、保育ニーズへの対応を幼稚園と協議しながら進めると共に、1号認定のお子さんの必要性も勘案しながら、限られた各園のキャパシティを最大限有効に活用できるよう、各園の協力を得ながら調整していきます。

確保方策については、幼稚園による一時預かり事業は、各幼稚園の事業計画に位置付けられているため、1号認定による利用見込み量は、各園を支援することで対応していきます。2号認定による利用は、保育ニーズとして位置付け、計画上の位置付けに関わらず、各幼稚園の事業展開を支援します。

(単位:人/年)

区分		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込	1号認定による利用	6,150	5,812	5,762	5,357	5,897
	2号認定による利用	28,113	26,567	26,339	24,493	26,958
確保方策（一時預かり事業）		34,263	32,379	32,101	29,850	32,855

- ◆ 一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て援助活動事業（病児・緊急対策強化事業を除く、ファミリー・サポート・センター事業）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

① 事業概要 <幼稚園型を除く>

保育所等を利用していない家庭において日常生活の突発的な事情や、社会参加等により家庭での保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について保育所等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

【事業形態】 保育所による一時預かり、子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)

* トワイライトステイは、本市では実施予定はありません。

② 量の見込と確保方策

量の見込みは、アンケート調査の結果より算出しています。

確保方策については、一時預かり事業では保育所で可能な一時預かりの人数を基に算出しています。

子育て援助活動支援事業では、ファミリーサポートセンターの活動件数を基に算出しており、今後さらなる支援会員の拡充を図ります。

本市ではトワイライトステイについて実施予定がないため確保方策の記載はありません。

(単位:人/年)

区分		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込		6,273	6,395	6,234	5,415	5,982
確保方策	一時預かり事業（在園対象型を除く）	4,440	4,440	4,440	4,440	4,440
	子育て援助活動事業 （病児・緊急対応強化事業を除く）	1,833	1,955	1,803	975	1,542
	子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	-----	-----	-----	-----	-----

(9) 延長保育事業

① 事業概要

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定子ども園、保育所等において保育を実施する事業です。

② 量の見込と確保方策

量の見込は、アンケート調査の結果から算出しています。

確保方策は、実施箇所数を延長保育を行う園について記載しています。

(単位:人/日)

区分		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込		228	224	220	217	218
確保 方策	実施体制	-----	-----	-----	-----	-----
	実施箇所数	9	9	9	9	10

(10) 病児・病後児保育事業

① 事業概要

この事業は多くの自治体で病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育等をする事業として実施されています。本市においては、ファミリーサポートセンター事業のなかで子育て援助活動事業（病児・緊急対応強化事業）で病児・病後児を預かる事業として実施しています。

② 量の見込と確保方策

平成26年度よりファミリーサポートセンター事業で病児・病後児預かりを開始しました。

確保方策については、今後も病児・病後児預かりを行う支援会員向けの研修を実施し、病児・病後児研修を受講した支援会員数と支援会員一人当たりの対応数としています。

病児・病後児対応の支援会員数を増やすことで利用者の要望に応じていきます。加えて新たに病児・病後児保育事業は、広域での設置を検討し、令和4年度からの受け入れを目指します。

区分		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込		497	497	497	497	497
確保 方策	病児・病後児保育事業	人/年	-----	-----	480	480
		確保数 (箇所)	-----	-----	1	1
	子育て援助活動事業 (病児・緊急対応強化事業)	人/年	10	10	10	10

※ 病児・病後児保育事業は、広域での実施を想定し、1日2人、年間240日開所することを目安。

(11) 放課後児童クラブ事業

① 事業概要

児童福祉法に基づき保護者が労働等により昼間家庭にいないなどの場合に、授業の終了した放課後と土曜日、夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場と適切な遊びを提供し生活指導を行うこと等により、児童の健全な育成を図るとともに、仕事と子育ての両立支援を図るものです。入所している児童が、心身ともに健やかに育成されることを保障すべくこの事業を実施しています。

市内の公立小学校区毎に1箇所ずつ整備し、5箇所あります。

② 量の見込みと確保方策

量の見込みは、平成30年度の小学校別在校生数に人口構成の変化率を掛けて各年度の在校生数を求め、在校生対象ニーズ調査を踏まえた利用希望率を掛けて量の見込みを算出しています。

確保方策については、各学校区に1か所の実施を今後も継続していきます。待機児童が発生したときに長時間の利用が必要等の必要度の高い学校区については、放課後こども総合プランを踏まえて更なる既存事業の活用に加え、国庫補助の枠組みによる運営費助成事業の展開を図ります。なお、既存の5施設は各小学校の敷地とは別に独立した施設として整備済みのため、放課後こども総合プランにおける連携型として実施します。(放課後子ども教室は、ふれあいスクール事業として主に遊びの場として位置付け、土曜日、日曜日、祝日を除き、毎日全校で実施済みです。)放課後児童クラブの開所時間については、既に全ての施設で保育所と同じ午後7時まで延長して開所しており、この開所時間を維持継続します。

【放課後児童クラブとふれあいスクール(放課後子ども教室)の連携方法など】

プログラムの企画は内容や実施日等について、現在各校で実施している、放課後児童クラブとふれあいスクールと小学校の連携会議の場を活用し、連携して実施します。

実施に当たっては、放課後児童クラブ支援員は、放課後児童クラブ児童の学校への移動を含めた安全確保のため利用児童数に応じてふれあいスクールに引率し、ふれあいスクールのパートナーと連携して事業を実施することとします。各小学校とは、余裕教室の活用状況等について毎年協議し、使用計画を決定します。

また、放課後児童クラブとふれあいスクールの実施手法、学校や教育委員会との連携手法等については、総合教育会議等を活用し総合的な放課後対策を協議することとします。

一体型の放課後児童クラブについては、小学校の余裕教室の発生状況を踏まえ、設定が可能な場合に本計画に位置付けることを検討します。

放課後児童クラブの事業目標

区分		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み (延人数)	低学年	275	276	277	276	259
	高学年	163	162	161	161	162
	計	438	438	438	437	421
確保方策	公設民営	5	5	5	5	5
	補助型	1	2	3	3	3
	計	6	7	8	8	8

ふれあいスクール（放課後子ども教室）

区分		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
確保方策	実施箇所数	5	5	5	5	5

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

① 事業概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用などを助成する事業に加え、幼稚園の給食の副食費の支給も行います。

② 事業実施の方向性

国の制度に準拠して平成27年度より実施しています。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

① 事業概要

特定教育・保育施設などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設などの設置または運営を促進するための事業です。

② 事業実施の方向性

今後、本市の状況を勘案し調査研究したうえで、事業の必要性も含めて検討します。

